

# 「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」評価要領

平成 23 年 7 月 26 日

独立行政法人日本学術振興会

「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」事業委員会決定

「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」(以下「本事業」という。)の進捗評価及び最終評価は、この要領により行うものとする。

## ・評価の目的

### 1. 進捗評価の目的

研究期間の延長を希望する各研究テーマ(領域)の進捗状況等を把握し、適切な助言を行うとともに、研究期間延長の可否(計画の見直しを含む。)の判断に資することを目的とする。

### 2. 最終評価の目的

各研究テーマ(領域)の研究目的の達成度等を把握するとともに、当該研究のさらなる発展に資することを目的とする。

## ・評価の時期

進捗評価(研究期間延長を希望する研究テーマ(領域)のみ)・・・3年度目

最終評価(全ての研究テーマ(領域))・・・最終年度目

## ・評価の実施体制

### 1. 事業委員会

本事業の進捗・最終評価は、「異分野融合による方法的革新を目指した人文・社会科学研究推進事業」事業委員会(以下「委員会」という。)が行うものとする。

### 2. 担当委員

(1) 委員会は、研究テーマ(領域)ごとに、委員会委員(以下「委員」という。)のうちから担当委員を複数名決定する。

(2) 担当委員は担当研究テーマ(領域)について個別書面評価を行う。

また、担当委員のうち1名を主担当委員とし、主担当委員は担当研究テーマ(領域)の評価において、以下の役割を担う。

- ・面接(ヒアリング)評価の質疑応答における中心的役割
- ・評価結果(評価にあたっての意見)のとりまとめ

## ・評価の実施

### 1. 実施方法

本事業の進捗・最終評価は、委員が個別に行う書面評価及びその結果を踏まえて委員会全体で行う面接(ヒアリング)評価及び合議評価により実施する。

### 2. 進捗評価

#### (1) 実施手順

##### 書面評価

委員は、応募時に提出された研究計画書及び各研究テーマ(領域)より提出される研究成果報告書(別紙1)並びに研究期間延長申請書(別紙2)により、担当研究テーマ(領域)について個別書面評価を行う。

##### 面接(ヒアリング)評価

委員会は、個別書面評価結果を踏まえて、全ての評価対象研究テーマ(領域)について面接(ヒア

リング) 評価を行う。

なお、面接(ヒアリング)評価の実施にあたっては、別に定める「面接(ヒアリング)評価実施要領」により行う。

#### 合議評価

面接(ヒアリング)評価を行った研究テーマ(領域)について、「 . 2 . ( 2 ) 評価にあたっての着目点」の各要素に着目し、「 . 2 . ( 3 ) 評価基準」により合議を行い、評価結果を決定する。

なお、研究計画の変更、研究費の減額又は研究の終了の必要性を検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

### ( 2 ) 評価にあたっての着目点

#### (a) 研究の進展状況

- ・ 本事業の趣旨及び当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・ 学術的に高い水準が確保されているか。
- ・ 採択時に付された意見が適切に反映されているか。
- ・ 今後の研究推進上、問題となる点はないか。(適切な対応策が講じられているか。)

#### (b) 研究組織

- ・ 異分野の研究者により、本事業の趣旨及び研究目的の達成に相応しい組織が構築されているか。
- ・ 研究者相互の有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められる体制になっているか。

#### (c) 研究成果及びその発信・普及

- ・ 当初の研究目的に照らして、期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)
- ・ 人文・社会科学的研究にもたらす波及効果について、当初の提案に沿った見通しがあるか。
- ・ 研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

#### (d) 委託研究費の使用

- ・ 委託研究費は適正かつ効果的に使用されているか。

#### (e) 延長研究計画の妥当性

- ・ 研究期間の延長により、本事業の趣旨を踏まえた一層の発展が見込まれるか。
- ・ 延長する研究計画の目的・内容は明確でよく練られているか。
- ・ 研究経費の配分は適正なものか。

### ( 3 ) 評価基準

評 価	評 価 基 準
A	研究期間の延長により、優れた進展が期待できる
B	一層の努力を要するが、研究期間の延長により、今後の進展が期待できる
C	研究期間を延長しても、十分な進展は期待できない

A及びB評価の研究テーマ(領域)について、研究期間の延長を認める。

## 3 . 最終評価

### ( 1 ) 実施手順

#### 書面評価

委員は、応募時に提出された研究計画書及び各研究テーマ(領域)より提出される研究終了報告書(別紙3)により、担当研究テーマ(領域)について個別書面評価を行う。

#### 面接(ヒアリング)評価

委員会は、個別書面評価結果を踏まえて、全ての評価対象研究テーマ(領域)について面接(ヒアリング)評価を行う。

なお、面接(ヒアリング)評価の実施にあたっては、別に定める「面接(ヒアリング)評価実施要

領」により行う。

#### 合議評価

面接（ヒアリング）評価を行った研究テーマ（領域）について、「 3.（2）評価にあたっての着目点」の各要素に着目し、「 3.（3）評価基準」により合議を行い、評価結果を決定する。

### （2）評価にあたっての着目点

#### (a) 研究の進展状況

- ・本事業の趣旨及び当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展したか。
- ・学術的に高い水準が確保されているか。
- ・進捗評価結果を踏まえた対応が適切になされたか。（期間延長した研究テーマ（領域）のみ）

#### (b) 研究組織

- ・異分野の研究者により、本事業の趣旨及び研究目的の達成に相応しい組織が構築されたか。
- ・研究者相互の有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められる体制であったか。

#### (c) 研究成果及びその発信・普及

- ・当初の研究目的に照らして、期待された成果をあげたか。
- ・人文・社会科学的研究にもたらす波及効果について、当初の提案どおり実現されたか。
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めたか。

#### (d) 委託研究費の使用

- ・委託研究費は適正かつ効果的に使用されているか。

### （3）評価基準

評価	評価基準
A	事業の目的に照らして、期待以上の成果があった
B	事業の目的に照らして、十分な成果があった
C	事業の目的に照らして、相応の成果があった
D	事業の目的に照らして、相応の成果があったとは言い難い
E	成果がなかった

#### ・その他

#### 1. 開示・公開等

- （1）評価に係る審議は非公開とする。
- （2）進捗・最終評価結果は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を責任機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

#### 2. 利害関係者の排除

- （1）委員会を組織する際は、次に掲げる者は除くものとする。
  - 評価対象研究テーマ（領域）に参加する者
  - 評価対象研究テーマ（領域）の研究総括に対して、親子、兄弟姉妹若しくはそれと同等の親密な親族関係を持つと判断される者
  - その他、中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される者
- （2）委員のうち、評価対象研究テーマ（領域）の研究総括及び研究分担者と同一の機関に属する者若しくは密接な師弟関係にある者は、当該研究テーマ（領域）の書面評価及び面接（ヒアリング）評価を行わないこととし、当該研究テーマ（領域）に関する個別審議の際は、議論や判断に加わらないこととする。

#### 3. 秘密保持

- （1）委員として評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはな

らない。

(2) 委員として取得した情報(各種資料を含む。)は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

#### 4. その他

この要領に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

#### ・評価手順

